

日進市と中北薬品株式会社との健康福祉分野における包括連携協定書

日進市(以下「甲」という。)&及び中北薬品株式会社(以下「乙」という。)は、相互に連携を密にして地域における健康福祉分野で連携し協力していくため、次のとおり協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、「健やかにつしん宣言」の理念に基づき、甲と乙が相互に連携及び協力することにより、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けていける社会づくりを目指すとともに、地域のより一層の活性化及び市民サービスの向上を図ることを目的とする。

(連携・協力事項)

第1条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- (1) 高齢者の見守りほか高齢者支援に関すること
- (2) 健康づくりに関すること
- (3) 子育て支援に関すること
- (4) その他、前条の目的を達成するために、双方が合意し必要と認めた事項に関すること。

(連携・協力の推進)

第3条 甲及び乙は、本協定による連携・協力を円滑かつ効果的に進めるため、必要に応じて協議等を行うものとする。

(費用負担)

第4条 第2条に規定する取組みに関する費用は、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

(秘密保持)

第5条 甲及び乙は、本協定の締結及び実施において知り得たほかの当事者の非公表事項を第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の書面による承諾を得た場合、又は、この法令により開示を求められた場合は、この限りではない。

- 2 甲及び乙は、理由の如何を問わず本協定が終了した後及び、従業員がその職を退いた後においても前項に定める守秘義務を負うものとする。

(反社会的勢力の排除)

第6条 反社会的勢力とみなされる企業及び団体等については、愛知県暴力排除条例（平成22年愛知県条例第34号）及び日進市暴力団排除条例（平成24年日進市条例第22号）に基づき、本協定に基づく活動の支援対象としないこととする。

2 次の各号に掲げる行為を行う事業者についても、本協定に基づく活動の支援対象としないこととする。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して脅迫的な言動又は暴力を用いる行為

(4) 風説の流布、偽計又は威力を用いた信用失墜若しくは業務妨害行為

(5) 前各号に掲げるもののほか、これらに準する行為

(協定の有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、本協定締結日から令和5年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも特段の申し出がない場合は、更に有効期間を1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(協定の変更及び解除)

第8条 甲及び乙のいずれかが本協定内容の変更又は解除を申し出たときは、甲及び乙が協議の上、本協定の変更又は解除することができるものとする。

(協議事項)

第9条 本協定に定めのない事項又は本協定の内容に疑義が生じた場合は、その都度、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙は、それぞれ署名または記名押印の上、各自1通を保有する。

令和4年9月27日

甲 日進市
日進市長

乙 中北薬品株式会社
代表取締役社長
